

台風12号による災害に対応するための補正予算の編成等について

I. ポイント

1. 台風12号による災害からの一日も早い復旧・復興に向け、迅速かつ機動的な対策を講じるため、補正予算を編成。(平成23年9月13日専決)
2. 被災した中小企業者等を支援するため、県制度融資に台風12号災害復旧対策資金を創設。
3. 多大な被害を受けた指定する地域について、県税にかかる申告、納付等の期限を一律に延長。

II. 補正予算の編成

1. 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(1) 補正額等

(単位：千円)

区 分		補正額	摘 要
歳入歳出予算総額		6,904,600	
財 源 内 訳	特定 財 源		*補正後予算総額 488,062,340 (当初予算比 6.6%増)
	国庫 支 出 金	3,331,010	
	県 債	1,804,500	*一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 1,769,090
一 般 財 源		1,769,090	

(2) 補正予算の内容

1. 被害箇所の復旧	6,293,000千円
------------	-------------

(1) 迂回路の設置 550,000千円

国道168号五條市大塔町辻堂地区

国道169号川上村迫地区、上北山村白川地区

(2) 道路・河川等の応急対策 5,383,000千円

①道路の崩土撤去、防護柵設置等 (1,393,000)

国道168号、国道169号、国道425号 ほか

②河道閉塞、河川等の土砂撤去等 (3,950,000)

天川村坪内地区、野迫川村北股地区 ほか

③河川情報システム、土砂災害情報システムの復旧 (40,000)

(3) 道路・河川の復旧工事のための調査・測量等 360,000千円

2. 被災者に対する支援	511,600千円
--------------	-----------

(1) 応急仮設住宅の設置 500,000千円

災害救助法の適用を受けた五條市、十津川村等において、住宅が被災した被災者に提供する応急仮設住宅を設置 (100戸)

(2) 医療救護班の派遣 2,800千円

十津川村において医療救護班 (医師、看護師、薬剤師等) が住民の診療を実施

(3) 医療救護班 (こころのケアチーム) の派遣 1,400千円

十津川村において精神保健福祉士及び保健師が不安障害等の患者の早期発見・相談等、こころのケアを実施

(4) 保健師の派遣 1,400千円

十津川村において健康相談・健康管理、衛生対策等を実施

(5) 被災児童生徒への支援 6,000千円

小・中学校及び高等学校に臨床心理士を派遣し、被災児童生徒のこころのケアを実施等

3. その他	100,000千円
--------	-----------

(1) 台風12号災害復旧・復興等予備費 100,000千円

予見し難い予算の不足に緊急に対応するための経費

Ⅲ. 台風12号災害復旧対策資金の創設

- (1) 融資対象者 災害救助法の適用を受けた市町村内の中小企業者等で次のいずれかに該当する者
- ① 台風12号による災害により直接的に被害を受けた者
 - ② 台風12号による間接的な影響で売上が減少し、事業活動に支障をきたしている者
- (2) 資金使途 設備資金、運転資金（但し、融資対象者②は運転資金のみ）
- (3) 融資限度額 設備資金、運転資金それぞれ8000万円
- (4) 融資利率 1.735%（固定金利）
- (5) 融資期間 10年以内（内据置期間1年以内）
- (6) 保証料率 0.6%以内

Ⅳ. 県税にかかる申告、納付等の期限延長

- (1) 指定地域 五條市、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
- (2) 期限延長の対象 平成23年9月2日以降に到来する地方税法又は県税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入
- (3) 延長期限 別途知事が定める期日（被災地の状況を踏まえて、後日期限を指定）
- (4) 適用対象者 指定地域内に住所を有する個人
指定地域内に主たる事務所、事業所が所在する法人等
- (5) 告示日 平成23年9月9日

[参 考]

台風12号による災害に対応するための予備費の充用について

- 台風12号による災害に関し、発災直後からの救助活動等に要する経費に充てるため予備費を充用した。
- 充用額は51,000千円（現計予算額 100,000千円）

○ 内 訳

	(千円)
・ 陸上自衛隊災害派遣部隊救助活動資機材購入経費	1,700
・ 道路被害箇所調査、監視経費（ガードマン・監視員の配置等）	27,500
・ 行方不明者捜索経費（広域緊急援助隊使用車両燃料等）	2,400
・ 救援物資輸送経費	9,400
・ 医療救護班、こころのケアチーム派遣経費	1,200
・ 現地災害対策本部（十津川村）の設置経費	4,000
・ 奈良県災害ボランティア本部の設置・運営経費	4,800
<hr/>	
計	51,000